

別添 2

国自環第 10 号
平成 24 年 4 月 13 日

東京電力株式会社
取締役社長 西澤 俊夫 殿

国土交通省自動車局長 中田 徹

福島第一原子力発電所から搬出される放射性物質の自動車による運搬について

「福島第一原子力発電所から福島第二原子力発電所への分析用水の運搬に係る報告の徴収について」（平成 24 年 4 月 3 日付け国自環第 1 号）に基づき、貴社から報告のあった「福島第一原子力発電所から福島第二原子力発電所への分析用水の運搬に係る報告書」の提出について」（平成 24 年 4 月 13 日付け原管発官 24 第 39 号）により、核燃料物質等車両運搬規則（昭和 53 年運輸省令第 72 号）で定める技術上の基準に適合していなかった事実が確認された。

かかる技術上の基準違反は誠に遺憾であり、ついては、今後同様の不適切な事案が再び発生しないよう、速やかに再発防止策を確実に実行し、関係法令の遵守に万全を期すよう徹底されたい。

なお、貴社福島第一原子力発電所から搬出される放射性物質の自動車による運搬の状況について、適宜報告を求める旨申し添える。